

## 令和7年第5回白石町議会定例会会議録

会議月日 令和7年12月5日（第1日目）  
場 所 白石町役場議場  
開 会 午前9時30分

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	溝 上 広 行	9番	定 松 弘 介
2番	南 里 隆 司	10番	前 田 弘次郎
3番	田 島 隆 一	11番	吉 岡 英 允
4番	吉 岡 正 博	12番	草 場 祥 則
5番	岸 川 信 義	13番	片 渕 栄二郎
6番	友 田 香将雄	14番	西 山 清 則
7番	重 富 邦 夫	15番	溝 上 良 夫
8番	中 村 秀 子	16番	内 野 さよ子

2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

3. 出席議員は次のとおりである。

応招議員に同じ

4. 欠席議員は次のとおりである。

不応招議員に同じ

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	田 島 健 一	副 町 長	百 武 和 義
教 育 長	下 平 博 明	総 務 課 長	谷 崎 孝 則
企画財政課長	大 串 恭 隆	総合戦略課長	山 口 裕 一
税 務 課 長	出 雲 誠	住 民 課 長	永 尾 宗 紹
保健福祉課長	山 下 英 治	長寿社会課長	小 野 勉
生活環境課長	川 崎 美津夫	農業振興課長	吉 村 浩
商工観光課長補佐	永 石 健 一	農村整備課長	吉 村 大 樹
建 設 課 長	鶴 田 浩 紀	会 計 管 理 者	久 原 美 穂
学校教育課長	久 原 正 好	新しい学校づくり課長	永 石 敏
生涯学習課長	矢 川 靖 章	農業委員会事務局長	石 田 善 人

6. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 中 原 賢 一

課長補佐 片 渕 英 昭  
議事係書記 草 場 雅 子

7. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。  
8番 中村 秀子                      9番 定松 弘介

8. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案上程（提案理由の説明）

日程第4 報告第15号 専決処分の報告について（令和7年度ふれあい郷爽明館プール本体改修工事請負契約の変更について）

日程第5 報告第16号 専決処分の報告について（住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第3期工事請負契約の変更について）

日程第6 報告第17号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）

---

## 9時30分 開会

### ○内野さよ子議長

ただいまから令和7年第5回白石町議会12月定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ここで申し上げます。

農業委員会事務局長から、会議規則第2条第1項の規定に準じ、公務のため離席する旨の届けが提出されていますので報告します。

諸般の報告を行います。

各報告書、資料等は事務局において閲覧に供しますので、御確認をお願いします。

また、監査委員からの例月出納検査の報告書も配付していますので、確認をお願いします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、地方自治法第121条の規定による議会の出席要求に対する執行機関側の説明員は名簿のとおりです。

### 日程第1

### ○内野さよ子議長

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

白石町議会会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、中村秀子議員、定松弘介議員の両名を指名します。

## 日程第 2

### ○内野さよ子議長

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、11月25日の議会運営委員会において今期定例会に上程される議案の件数及び一般質問の通告等について審査の結果、既に配付しています会期日程（案）のとおりです。本日12月5日から12日までの8日間にしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本日12月5日から12月12日までの8日間とすることに決定しました。

## 日程第 3

### ○内野さよ子議長

日程第 3、町長から議案が提出されています。これは、皆様に配付している一覧表のとおりです。条例 5 件、指定管理者 1 件、財産の取得 1 件、人事 4 件、補正予算 3 件、以上14件の議案を一括して議題とします。

ただいま上程しました議案について提案理由の説明を求めます。

### ○田島健一町長

皆様、おはようございます。

本日、令和 7 年第 5 回白石町議会12月定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、条例案件が 5 件ございます。

議案第59号「白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、本町条例の改正を行うものでございます。

議案第60号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第61号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」、以上の 2 件につきましては、本年の佐賀県人事委員会勧告等に鑑み、白石町職員及び特別職等の給与について改定をお願いするものでございます。

議案第62号「白石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、当該条例を制定するものでございます。

議案第63号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」は、長寿祝い金の支給対象年齢を引き上げるため、改正をお願いするものでございます。

次に、条例外案件が 2 件ございます。

議案第64号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」は、現在の指定管理者である公益財団法人白石町文化振興財団を引き続き指定管理者に指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第65号「財産の取得について」は、来年4月に開校する有明小学校で生徒が使用するための机や椅子の購入について、白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により議会の議決を求めるものでございます。

次に、人事案件が4件ございます。

議案第66号「白石町教育委員会委員の任命について」は、令和8年2月16日で任期満了を迎える堤王宏委員を引き続き教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第67号から第69号までの「白石町固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。議案第67号の溝上光一氏と議案第68号の大田尾一美氏は、いずれも平成23年2月から、議案第69号の門田由美子氏は令和7年9月から固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいております。お三方とも任期が令和8年2月16日をもって満了となりますが、引き続き選任したいので議会の同意を求めるものでございます。

次に、予算案件が3件ございます。

議案第70号「令和7年度白石町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、既決の歳入歳出予算総額に2億8,546万2,000円を追加し、補正後の予算総額を183億7,890万1,000円とする増額補正予算をお願いするものでございます。

議案第71号「令和7年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第72号「令和7年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」につきましては、各特別会計予算に所要の補正を求めるものでございます。

提案いたしました議案につきましては、以上のおりでございます。

提案議案の詳細及び報告案件につきましては、担当課長から説明をさせます。それぞれ十分に御審議賜りますようお願いいたします。

## ○内野さよ子議長

担当課長の議案内容説明については、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、議案の内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

### （担当課長の議案説明）

## ○谷崎孝則総務課長

議案第59号「白石町議会議員及び白石町長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

提案理由にありますとおり、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」の施行に

伴いまして、当該条例を改正するものでございます。

今回、最近における物価の変動等に鑑み、選挙公営限度額の引き上げについての改正が行われております。

議案書3枚目の新旧対照表1 / 2ページをお開きください。

第8条につきましては、選挙運動用ビラ作成の公費負担額でございますが、ビラ1枚当たりの作成単価の上限額を、これまで7円73銭としておりましたが、改正後は、8円38銭へ改めるものでございます。

次に、同じく新旧対照表1 / 2ページをお願いいたします。

第11条につきましては、選挙運動用ポスター作成の公費負担額でございますが、ポスター1枚当たりの作成単価の上限額を算出するための印刷費を、これまで541円31銭としておりましたが、改正後は、586円88銭へ改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、議案書2枚目をお開きください。

附則でございますが、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第60号「白石町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

提案理由にありますとおり、令和7年8月の人事院勧告及び10月の佐賀県人事委員会勧告に鑑み、白石町職員についての給与改定等を行うため、当該条例の改正を行うものでございます。

改正の概要といたしましては、第1条は給料表について、人材確保の観点を踏まえ、給料表の水準を引き上げるものでございます。

また、期末・勤勉手当について、職員及び定年前再任用短時間勤務職員について年額0.05月分引き上げるものとなっております。

次に、通勤手当について、交通機関と交通用具の併用者のうち、自動車等の駐車場を利用し、その駐車料金を負担しているものに対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額を支給するものでございます。

また、片道10キロメートル以上の距離区分において金額を見直し、新たに40キロメートル以上の距離区分を新設するものです。

さらに、宿日直手当について、国及び県の改定に準じて額の改定を行うものです。

第2条は、令和8年度以降において、6月期及び12月期の期末・勤勉手当が均等になるように配分し、期末手当の支給月数を6月期及び12月期ともに1.2625月分、定年前再任用短時間勤務職員については、0.7125月分とし、勤勉手当の支給月数を6月、12月ともに1.0625月分、定年前再任用短時間勤務職員については、0.5125月分とするものでございます。

施行期日等につきましては、第1条は公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用いたします。また、第2条は、令和8年4月1日から施行することとしております。

議案書7ページ目の新旧対照表【第1条関係】1 / 14ページをお開きください。

これは、通勤手当について改正するものでございますが、第9条第2項第2号ケか

らサにおきまして、片道40キロメートル以上の距離区分について新たに設定し、金額を定めております。

また、第3項では、交通機関と交通用具の併用者のうち、自動車等の駐車場を利用し、その駐車料金を負担しているものに対し、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの料金に相当する額を支給するものでございます。

次に4/14ページをお開きください。

第16条におきまして、宿日直手当の額を国及び県の改定に準じて額の改定を行うものでございます。

第19条は、期末手当の支給率について改正するものでございますが、第19条第2項におきまして、職員の期末手当の支給率を6月、12月ともに100分の125としているものを、12月に支給する場合において100分の127.5へ0.025月分引き上げるものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当について規定しておりますが、支給率を6月、12月ともに100分の70としているものを、12月に支給する場合において100分の72.5へ0.025月分引き上げるものでございます。

次に5/14ページをお開きください。

第22条第2項第1号におきまして、職員の勤勉手当の支給率を6月、12月ともに100分の105としているものを、12月に支給する場合は100分の107.5へ0.025月分引き上げるものでございます。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、支給率を6月、12月ともに100分の50としているものを、12月に支給する場合は100分の52.5へ0.025月分引き上げるものでございます。

別表第1の行政職給与表については、主に初任給を始め若年層に重点を置き給料月額を引き上げるものでございます。

次に議案書18ページ目の新旧対照表【第2条関係】12/14ページをお開きください。

これは令和8年度以降において、6月期及び12月期の期末・勤勉手当が均等になるように配分するものでございまして、第19条第2項におきまして、職員の期末手当の支給率を100分の126.25とするものでございます。

第3項は、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当について規定しておりますが、支給率を100分の71.25とするものでございます。

第22条第2項第1号におきまして、職員の勤勉手当の支給率を100分の106.25とするものでございます。

第2号は、定年前再任用短時間勤務職員に対する勤勉手当について規定しておりますが、支給率を100分の51.25とするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議案第61号「白石町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例及び白石町長等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例について」説明いたします。

提案理由にありますとおり、「白石町職員の給与に関する条例」の改正に伴いまして、当該条例を改正するものでございまして、議会議員及び町長等に対する期末手当

の支給割合を年額0.05月分引き上げるものでございます。

ただいま申し上げました改正内容は、第1条においては議会議員の本年12月期の期末手当について、第2条においては同じく議会議員の令和8年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

また、第3条においては、町長等の本年12月期の期末手当について、第4条においては、同じく町長等の令和8年度以降における期末手当について改正をするものでございます。

議案書3ページ目の新旧対照表【第1条関係】1/4ページをお開きください。

これは、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することとしまして、議会議員に対する期末手当の支給率について改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を6月、12月ともに100分の172.5としているものを、12月に支給する場合には100分の177.5へ0.05月分引き上げるものでございます。

次に、議案書4ページ目の新旧対照表【第2条関係】2/4ページをお開きください。

これは、令和8年4月1日から施行することとしまして、令和8年度以降の議会議員に対する期末手当の支給率について、6月期及び12月期の支給率を100分の175へ改正するものでございます。

次に、議案書5ページ目の新旧対照表【第3条関係】3/4ページをお開きください。

これは、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用することといたしまして、白石町長等に対する期末手当の支給率について改正するものでございますが、第6条第1項におきまして、支給率を6月、12月ともに100分の172.5としているものを、12月に支給する場合には100分の177.5へ0.05月分引き上げるものでございます。

次に、議案書6ページ目の新旧対照表【第4条関係】4/4ページをお開きください。

これは、令和8年4月1日から施行することとしまして、令和8年度以降の白石町長等に対する期末手当の支給率について、6月期及び12月期の支給率を100分の175へ改正するものでございます。

また、別表第2備考中の字句を削除するものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

## ○山下英治保健福祉課長

議案第62号「白石町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」説明いたします。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。）の施行により、市町村は乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施することになりました。

この事業は、保育園などに通園していない0歳6箇月～3歳未満のお子さんが、保護者の就労などの要件を問わずに、月一定時間まで保育園を利用できる新たな通園給

付制度として創設されたものです。

事業実施に当たり、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要があるため、本条例を制定するものです。

主な設備及び運営の基準といたしましては、職員配置・資格要件、設備・面積基準、その他安全計画の策定、虐待等の禁止、食事、秘密保持等、乳児等通園支援事業の区分、乳児等通園支援の内容等となっています。

児童福祉法第34条の16第2項において、条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、又は参酌して定めることとされており、本町では国の基準と異なる特別な事情や特性はないことから、国が定める基準をもって、白石町の基準とするものであります。

なお、国の基準には暴力団を排除するとの基準がないことから、白石町独自の基準として、「白石町暴力団排除条例」の目的に沿って、本条例第3条第1号アからカの条項を定めております。

施行期日は、公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

#### ○小野 勉長寿社会課長

議案第63号「白石町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について」御説明いたします。

本条例に基づく長寿祝金の支給対象年齢を引き上げるため、当該条例の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により御説明いたします。

第2条は、支給対象年齢を引き上げるため、80歳を削り、85歳、90歳、95歳及び100歳以上を支給対象年齢とするものです。

施行期日については、令和8年4月1日からとし、施行日前までに支給すべき長寿祝金については、なお従前の例によるとする経過措置を設けています。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○大串恭隆企画財政課長

議案第64号「白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について」御説明いたします。

白石町有明スカイパークふれあい郷の施設につきましては、現在、公益財団法人白石町文化振興財団に指定管理者を指定して、管理運営をお願いしてきております。現在の指定管理の期間が、令和3年度から令和7年度の5年間としており、本年度末で終了することとなります。

ふれあい郷につきましては、自有館（文化ホール）、爽明館（プール・スポーツジム）、遊喜館（交流事業所・簡易宿泊施設）を備え、文化・スポーツ活動の振興、都

市住民との交流の場として、町内外の方に幅広く利用されております。

施設の管理運営につきましては、経費の節減を図りながら、施設の有効利用に努めておられます。

既に開設から30年が経過しています。その間、町民の健康保持増進に寄与され、事故も起こすことなく運営をして頂いています。また、令和8年度より有明小学校の水泳授業を実施するに当たり、これまで有明中学校の水泳授業を実施していた実績もあり安定的に実施できるものと考えています。

このことから、新たに、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間の指定管理者の指定についても、公募を行わず、引き続き、公益財団法人白石町文化振興財団を指定することが適当と判断しております。

以上により、白石町有明スカイパークふれあい郷の指定管理者の指定について、公益財団法人白石町文化振興財団を指定することを、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

#### ○永石 敏新しい学校づくり課長

議案第65号「財産の取得」につきましては、「白石町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定に基づきまして、予定価格が700万円以上の動産の買入れについて、議会の議決を求めるものでございます。

「取得する財産」でございますが、令和8年4月に開校する有明小学校において使用する児童用机・椅子340組でございます。

「取得の方法」は、指名競争入札でございます。

「取得価格」は、消費税込みで878万9,000円でございます。

「取得の相手方」は、白石町大字戸ケ里2556番地、有限会社トウタケ商事代表取締役、藤武紀男でございます。

議案書2枚目の物品購入入札経過表を御覧ください。

去る11月20日に、町内の3事業者により指名競争入札を行いました。その結果、落札金額が税抜きの799万円である有限会社トウタケ商事が落札をいたしまして、11月25日に仮契約を締結しております。

以上で御説明を終わります。

御審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

#### ○大串恭隆企画財政課長

議案第70号「令和7年度白石町一般会計補正予算（第6号）」について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

既決の歳入歳出予算総額に2億8,546万2,000円を追加し、補正後の予算総額を183億7,890万1,000円とするものです。

次に、6ページをお願いします。

第2表継続費補正ですが、白石地域新設小学校施設整備費では、造成及び土壌改良工事内容が固まりました。また、事業が長期にわたるため、造成工事を1期として進めることとしており、事業費及び年割額が令和7年度と8年度に変更が生じたため、補正をお願いするものです。

7ページをお願いします。

第3表繰越明許費補正ですが、上水道費で、令和8年4月1日の水道料金の改定に伴い、水道メーターの口径別に基本料金が設定されるため、20mm口径を13mmに減径するための補助金2,500万円を計上し繰越すものです。また、道路橋りょう費で、町道太原本線道路改良工事分の一部を令和8年度に2,600万円を繰越すものです。

8ページをお願いします。

第3表地方債補正ですが、防災施設維持費で、全国瞬時警報システム（J-ALERT）更新事業に、緊急防災・減災事業費を充当し、過疎対策事業については、旧有明公民館の解体に係る設計業務委託料を増額したため、借入限度額の変更を行っております。

次に歳入歳出について御説明いたします。

なお、白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）に掲載しております事業については、説明を省略いたします。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

11ページをお願いします。

1款町税、1項、1目個人住民税については、令和6年6月より近年の物価上昇による国民の負担を軽減するため、政府は税込の一部を国民に還元する制度として「定額減税」が1年間実施されました。令和7年度は前年度の定額減税が終了し通常年に戻ったことが特に大きな要因で、その他タマネギ販売価格が好調だったこともあり、9,200万円を増額しています。

12款地方交付税、1項、1目普通交付税については、9月に交付決定を受けて、補正財源不足により、4,795万3,000円を増額しています。

13ページをお願いします。

22款諸収入、5項、5目雑入の保健福祉課雑入では、令和6年度施設型給付費国庫負担金及び県費負担金の精算に伴い、632万円を計上しております。

また、長寿社会課雑入では、令和6年度決算に伴う介護保険市町負担金の精算に伴い、1,859万7,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものについて御説明いたします。

14ページをお願いします。

各款において、給料、職員手当等の人件費を補正しておりますが、これは条例改正に伴う職員の期末・勤勉手当及び職員給の引き上げ等による増額補正を計上しております。

15ページをお願いします。

2款総務費、1項、8目地域づくり推進費の負担金、補助金及び交付金で、結婚新生活支援事業528万2,000円、住まいる“しろいし”応援事業補助金300万円の増額補正を計上しております。補助金申請見込みの増加によるものです。

18ページをお願いします。

3 款民生費、1 項、2 目障害者福祉費の扶助費で、障害者自立支援給付費5,745万9,000円を計上しております。障害者自立支援の利用実績による再算定によるものです。なお、財源として、国庫負担金2分の1、県負担金4分の1を充当しております。また、障害児通所支援給付費5,161万7,000円を計上しております。障害児通所サービスの利用実績による再算定によるものです。なお、財源は、国県共に障害者自立支援給付費と同率の補助となっております。

26ページをお願いします。

4 款衛生費、1 項、1 目保健衛生総務費の扶助費で、今後の子どもの医療費の増加を見込み、子どもの医療事業扶助費360万円の増額補正を計上しております。

この他の歳出につきましては、事前にお配りしております「12月補正予算細事業一覧表」及び「白石町12月補正予算説明資料（主要事項内容説明書）」で御確認をお願いいたします。

また、42ページ以降の給与費明細書、47ページの地方債の現在高の見込みに関する調書につきましては、説明を省略しますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○永尾宗紹住民課長

議案第71号「令和7年度白石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の内容について御説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、既決予算の総額に、歳入歳出それぞれ13万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ4億8,034万9,000円とするものでございます。

内容につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入でございますが、7ページをお願いします。

6 款諸収入につきまして、佐賀県後期高齢者医療広域連合からの委託事業である「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」において、会計年度任用職員の報酬単価の改定に伴い13万円を増額補正しております。

続きまして、8ページの歳出について御説明いたします。

3 款保健事業費でございますが、歳入で御説明いたしました6 款諸収入の支出項目になります。「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業」において雇用している会計年度任用職員（保健師及び管理栄養士）の報酬単価の改定に伴い13万円を増額補正しております。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○川崎美津夫生活環境課長

議案第72号「令和7年度白石町下水道事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

補正予算書1ページをお願いします。

第2条主要な建設改良事業の補正内容について説明いたします。

①特定環境保全公共下水道施設整備事業は、委託料が入札減のため事業費を150万円減額し、②農業集落排水機能強化事業については、資本勘定支弁職員の人件費95万3,000円を減額するものです。

第3条収益的収入及び支出、第4条資本的収入及び支出については、15ページからの補正予算実施計画明細書で説明します。

補正予算書の15ページをお願いします。

「収益的収入及び支出」です。

収益的収入について、第2項営業外収益、5目他会計負担金、506万7,000円の増額については、減価償却費相当分及び企業債利子償還金の確定、また損益勘定支弁職員人件費に係る一般会計負担金の増額です。

これによりまして、15ページ上段の第1款下水道事業収益の既決予定額6億3,979万2,000円から今回の補正額506万7,000円を増額しまして、6億4,485万9,000円とするものです。

16ページをお願いします。

収益的支出について、第1項営業費用、1目管渠費は、当初想定していた以上の修繕が発生、またポンプ類の稼働時間が増加し動力費等が不足するため384万2,000円を増額し、5目総係費は、人事異動や給与改定等による損益勘定支弁職員人件費の262万8,000円の増額、7目減価償却費は、令和6年度取得固定資産が確定したことにより716万円を減額します。第2項営業外費用、1目支払利息は、企業債利子償還金の確定により30万円を減額します。

これによりまして、16ページ上段の第2款下水道事業費用の既決予定額6億2,873万8,000円から今回の補正額99万円を減額しまして、6億2,774万8,000円とするものです。

18ページをお願いします。

「資本的収入及び支出」です。

資本的収入について、第2項国庫補助金、1目国庫補助金は実績見込みにより200万円の減額。第4項他会計負担金、1目他会計負担金は、資本勘定支弁職員人件費の減額及び施設整備に係る一般会計負担金を出資金へ組み替えるため3,374万3,000円の減額になっております。また、第7項出資金、1目他会計出資金は、施設整備に係る一般会計負担金の額を出資金へ組み替え、また企業債償還金に係る出資金の額が確定したことにより2,815万1,000円を増額するものです。

これによりまして、上段の第3款資本的収入の既決予定額1億9,837万2,000円から今回の補正額759万2,000円を減額しまして、1億9,078万円とするものです。

19ページをお願いします。

第4款資本的支出について、第1項建設改良費、1目建設改良費は、人事異動や給与改定等による資本勘定支弁職員の人件費、白石浄化センターストックマネジメント実施計画策定委託料の入札減により、事業費を245万3,000円減額し、第2項企業債償還金、1目企業債償還金については建設改良企業債償還金の額の確定により240万円

を減額しております。

これによりまして、上段の第4款資本的支出の既決予定額3億9,308万1,000円から今回の補正額485万3,000円を減額し、3億8,822万8,000円とするものです。

第5条では、「議会の議決を経なければ流用することができない経費」である職員給与費を、実績見込みにより増額し5,511万3,000円へ改めるものです。

以上で説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 日程第4、5、6

##### ○内野さよ子議長

日程第4、報告第15号「専決処分の報告について」、日程第5、報告第16号「専決処分の報告について」、日程第6、報告第17号「専決処分の報告について」、この担当課長の内容説明は、文書によりこれに代えます。なお、この文書は、内容が分かるよう、会議録に記載することといたします。

##### (報告第15、16、17号の内容説明)

##### ○大串恭隆企画財政課長

報告第15号「専決処分の報告について（令和7年度ふれあい郷爽明館プール本体改修工事請負契約の変更について）」御説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、令和7年度ふれあい郷爽明館プール本体改修工事請負契約の変更について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

内容につきましては、10月の議員説明会において事前に報告をさせていただきました。着工前にアスベストの事前調査を設計図書等及び現地調査にて行いましたが、アスベスト含有の有無が不明であったため、含有分析調査を追加し、試料採取を行ったことによる変更契約につきまして、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和7年10月15日でございます。

変更金額につきましては、当初、5,390万円から11万円の増となり、変更後の請負金額は5,401万円でございます。

以上で御説明を終わります。

##### ○吉村大樹農村整備課長

報告第16号「住ノ江漁港水産生産基盤整備事業棧橋施設第3期工事請負契約の変更について」御説明いたします。

令和7年9月の議員説明会で説明しました変更について、令和7年9月24日付で工事変更契約を締結しましたので、その内容についての説明となります。

工事場所は、白石町大字福富下分地先、変更前の契約金額は、消費税込みで3億3,968万円、変更後の契約金額は、3億4,354万4,300円、変更契約金差額は、386万

4,300円の増額でございます。

契約の相手方は、松尾・富士特定建設共同企業体です。

変更の主な理由としては、浚渫を行うため着工前測量を行ったところ、当初測量時より土砂の堆積量が増加していたため、土量の増に伴う浚渫経費の増加となっております。

今回の報告につきましては、「町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第3号」の規定により、議会への報告を行うものでございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

#### ○鶴田浩紀建設課長

報告第17号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定について）」御説明いたします。

これは、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、和解及び損害賠償額の決定について、専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

2枚目の専決処分書を御覧ください。

町が管理する町道で発生した道路施設の瑕疵による交通事故に係る和解及び損害賠償額の確定について、町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第2号の規定に基づき、専決処分を行っております。

専決日は、令和7年9月26日でございます。

1の「相手方」につきましては、記載のとおりでございます。

2の「和解の内容及び損害賠償額」でございますが、町が相手方の車両に対して賠償することとし、損害賠償額5万168円を支払うものでございます。

「事故の概要」でございますが、令和7年8月10日午後8時00分頃、町道喜佐木浜線で路面の劣化による陥没穴が発生し、その町道を相手方が南方向へ自家用車運転中、悪天候ということもあり、陥没穴に気づかず通行され、車両のタイヤ及びホイールを損傷させたものでございます。

なお、損害賠償額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険で補填をしております。

以上で御説明を終わります。

#### ○内野さよ子議長

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

9時42分 散会

---

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年12月5日

白石町議会議長 内野 さよ子

署名議員 中村 秀子

署名議員 定松 弘介

事務局長 中原 賢一